資料2

労災保険の責任準備金及び積立金について

令和5年10月13日　労災保険財政懇談会資料

令和4年度末責任準備金の算定について（1）

1　責任準備金の推移

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末（見込み）	対前年度比較	
						（億円）	（%）
積立金	7兆8,670億円	7兆8,239億円	7兆8,318億円	7兆8,180億円	7兆8,149億円	△30	△0.04
責任準備金	7兆6,776億円	7兆6,344億円	7兆5,048億円	7兆3,539億円	7兆7,541億円	4,002	5.4
充足率（%）	102.5	102.5	104.4	106.3	100.8	－	－
積立金と責任準備金との差額	1,895億円	1,896億円	3,270億円	4,641億円	608億円	△ 4,033	－

内訳

（単位：億円）

責任準備金合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)	傷病・障害年金→遺族へ移行分
	小計	じん肺	せき損	その他	小計	1～3級	4～7級			
77,541	2,506	485	975	1,045	26,561	8,489	18,072	46,512	402	1,560

※　合計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

令和4年度末責任準備金の算定について(2)

1　新規受給者数

（単位：人）

	新規受給者数	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1－3級	4－7級		
4年度	4,241	354	129	69	156	1,578	564	1,014	2,211	98
3年度	4,571	325	96	76	153	1,794	631	1,163	2,432	20
差	△330	29	－	－	－	△216	－	－	△221	78

2　年度末現在受給者数

（単位：人）

	年度末受給者数	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1－3級	4－7級		
4年度	194,737	3,977	1,244	1,413	1,320	80,345	17,256	63,089	109,483	932
3年度	199,859	4,284	1,440	1,469	1,375	82,452	17,565	64,887	112,245	878
差	△5,122	△307	－	－	－	△2,107	－	－	△2,762	54

3　平均年金額

（単位：万円）

	平均年金額	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1－3級	4－7級		
4年度	186	558	443	538	694	169	258	145	188	251
3年度	188	560	456	543	695	169	260	145	191	244
差	△2	△2	－	－	－	△0	－	－	△2	7

（注）表示上の数値の差と、差の欄に記載した数値は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

責任準備金の変動の要因分解について

	賃金上昇率	運用利回り	残存表	責任準備金	責任準備金の増減 要因の内訳
令和３年度末	1.0%	1.06%	従前	７兆3,539億円	－3,006億円（注）
令和４年度末	1.0%	1.06%	従前	７兆533億円	＋630億円
	1.0%	1.0%	従前	７兆1,163億円	＋5,993億円
	1.5%	1.0%	従前	7兆7,156億円	＋385億円
	1.5%	1.0%	更新後	7兆7,541億円	

合計　＋4,002億円

（注）前提条件を変更しなかった場合の影響（－3,006億円。－4.1%）のうち、
- 年金受給者数の減少の影響が－2.6%程度
- 平均年金額の影響が－1.1%程度

責任準備金の要因分解について

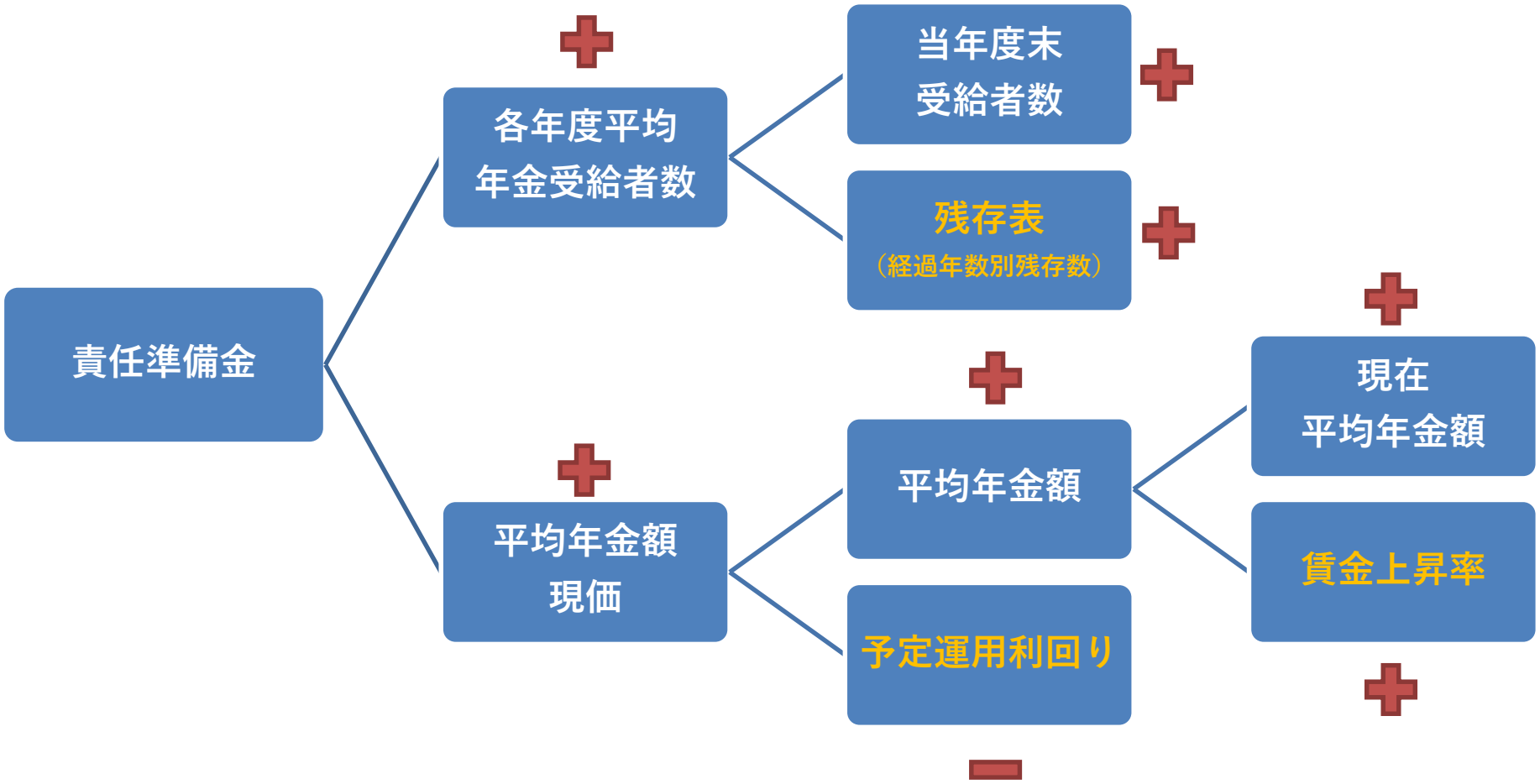

（注）　各要素が増加または上昇したときに、責任準備金が増加するものに「＋」の符号を付け、
各要素が減少または低下したときに、責任準備金が増加するものに「－」の符号を付けている。

（参考）責任準備金の算定方法について

責任準備金（将来にわたって年金を支給するために必要な積立金）の額は、次のように算定する。

（１）年度末の年金受給者数と**残存表**（年金の受給を開始した人々が経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表）を基に、**次年度以降の各年度について年金受給者数を推計**

（２）１人当たりの平均年金支給額に**賃金上昇率**を掛けることにより、**次年度以降の各年度について１人当たりの平均年金支給額**を推計

（３）（１）の人数と（２）を掛けることにより、**次年度以降の各年度についての年金支給額**を算定

（４）（３）で算定した各年度の支給額を**運用利回り**で割り引いて合計

（５）７つの区分ごとに（１）～（４）の計算を行い、合計した金額に、現在の傷病（補償）等・障害（補償）等年金受給者が将来死亡し、遺族（補償）等年金に移行した場合の遺族（補償）等年金分を足し上げる。

※７つの区分とは、①傷病（補償）等年金・じん肺、②傷病（補償）等年金・せき損、③傷病（補償）等年金・その他、④障害（補償）等年金１～３級、⑤障害（補償）等年金４～７級、⑥遺族（補償）等年金、 ⑦特別遺族年金（石綿）

1. 賃金上昇率の設定について

令和４年度末の責任準備金の算定では、賃金上昇率を1.5%と設定している。

⇒　これにより、ｎ年後の平均年金額は、現時点の1.015^{n}倍となる。

〇賃金上昇率設定の根拠

（１）昨今の情勢より、
①統計による賃金上昇率が拡大していること
②内閣府の中長期の経済財政に関する試算の公表系列に新たに追加された賃金上昇率の見込み
等を踏まえて、昨年度まで採用していた賃金上昇率 1.0% を 1.5% と設定。

（２）令和５年１月の労災保険財政懇談会において、
① 将来の賃金上昇率を予測することは非常に困難であるが、昨今の情勢から、賃金上昇率の設定は上げることが妥当。
② 責任準備金は、現在年金を受給している方々のみを対象としており、足元から10年程度の経済を想定することが重要。
③ しばらくは運用利回りより賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がることも考えられる。
④ 責任準備金の算定に用いる基礎率については、社会情勢を捉えながら、少しずつ実態に合わせていくということが良い。
という意見があったこと。

年金スライド率について

１．主旨

・　労災保険年金は、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付。
・　しかし、年金の給付は長期にわたるため、被災時の給付基礎日額に基づく給付額のままでは、必ずしも現実の稼得能力を反映したものにならない。
・　そのため、被災時の給付基礎日額に、労働者の平均給与額の変動に基づく「スライド率」を乗じることにより、年金給付の実質的価値を給付時の賃金水準に合わせている。

２．算定方法

$$\text{令和５年８月以降の年金スライド率} = \frac{\text{令和４年度の平均給与額}}{\text{被災年度の平均給与額}}$$

・　スライド率は、毎年度８月～翌７月に給付する分ごとに改定。被災時期が異なれば、適用されるスライド率も異なる。
・　平均給与額は毎月勤労統計のきまって支給する給与から算出
・　被災時の翌々年度からスライド率に基づき改定
（令和５年８月以降のスライド率については昭和22年度（制度発足）～令和３年度に被災したものについて適用）

３．年金スライド平均改定率の推移

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
（%）	-0.04	0.51	0.47	0.21	0.58	0.52	0.07	-0.81	0.83	1.31

賃金上昇率に関する参考資料（1）

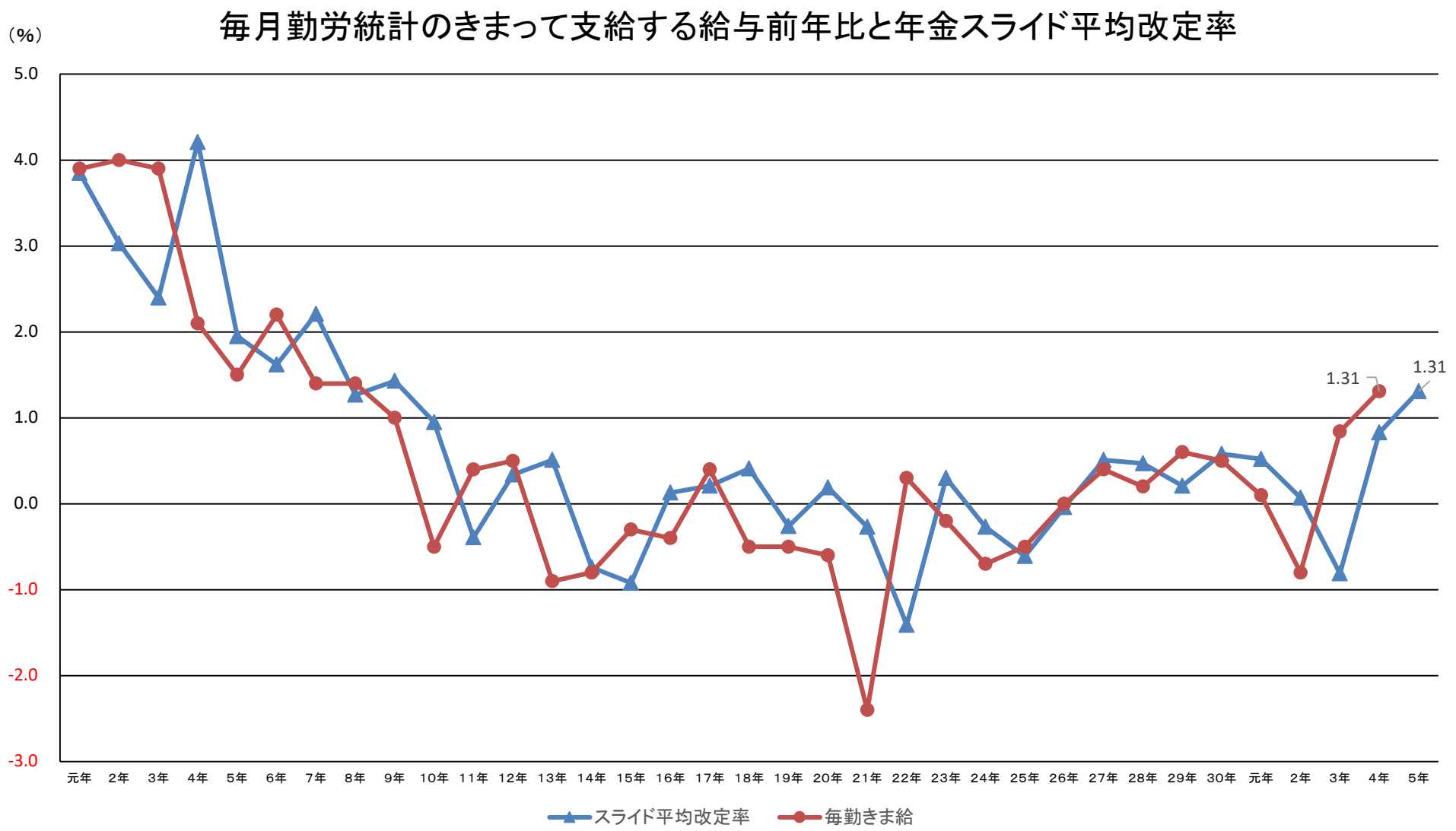

※　年金スライド平均改定率は、表章した年度の８月以降に適用される。

賃金上昇率に関する参考資料（2）

○労災年金スライド平均改定率の推移　及び　きまって支給する給与の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

年度	年金スライド平均改定率（%）	きまって支給する給与（円）	前年度比（%）	（参考）消費者物価指数（総合）前年度比（%）
平成26年度	-0.04	262,325	0.0	2.9
平成27年度	0.51	260,800	0.4	0.2
平成28年度	0.47	261,345	0.2	-0.1
平成29年度	0.21	262,873	0.6	0.7
平成30年度	0.58	264,241	0.5	0.7
令和元年度	0.52	264,423	0.1	0.5
令和2年度	0.07	262,286	-0.8	-0.2
令和3年度	-0.81	264,471	0.8	0.1
令和4年度	0.83	267,938	1.3	3.2
令和5年度	1.31	―	―	―

（資料出所）　厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指数」

※年金スライド平均改定率は、表章した年度の8月以降に適用される。
当該改定率は、前々年度から前年度にかけてのきまって支給する給与の増減に基づき計算されるため、左表の改定率と前年度比との間では1年のずれが発生している。

年月	きまって支給する給与（円）	前年同月比（%）	（参考）消費者物価指数（総合）前年同月比（%）
令和4年8月	266,004	1.6	3.0
令和4年9月	267,896	1.8	3.0
令和4年10月	268,796	1.5	3.7
令和4年11月	269,215	1.8	3.8
令和4年12月	268,844	1.6	4.0
令和5年1月	265,874	0.9	4.3
令和5年2月	266,160	0.9	3.3
令和5年3月	268,979	0.5	3.2
令和5年4月	272,918	0.8	3.5
令和5年5月	270,132	1.6	3.2
令和5年6月	271,968	1.4	3.3
令和5年7月	271,540	1.3	3.3
令和5年8月（速報）	270,082	1.6	3.2

賃金上昇率に関する参考資料（3）

○2023 春季生活闘争まとめ（日本労働組合総連合会）より抜粋

1． 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式　（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2023回答（2023年7月5日公表） 集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計 額	定昇相当込み賃上げ計 率	昨年対比	2022回答（2022年7月5日公表） 集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計 額	定昇相当込み賃上げ計 率
	5,272 組合 2,877,053 人	10,560 円	3.58 %	4,556 円 1.51 ポイント	4,944 組合 2,710,296 人	6,004 円	2.07 %
300人未満 計	3,823 組合 362,688 人	8,021 円	3.23 %	3,178 円 1.27 ポイント	3,596 組合 340,095 人	4,843 円	1.96 %
～99人	2,313 組合 96,456 人	6,867 円	2.94 %	2,480 円 1.05 ポイント	2,184 組合 88,939 人	4,387 円	1.89 %
100～299人	1,510 組合 266,232 人	8,451 円	3.32 %	3,441 円 1.34 ポイント	1,412 組合 251,156 人	5,010 円	1.98 %
300人以上 計	1,449 組合 2,514,365 人	10,957 円	3.64 %	4,774 円 1.55 ポイント	1,348 組合 2,370,201 人	6,183 円	2.09 %
300～999人	978 組合 524,199 人	9,389 円	3.44 %	3,994 円 1.44 ポイント	902 組合 485,271 人	5,395 円	2.00 %
1,000人～	471 組合 1,990,166 人	11,380 円	3.69 %	4,984 円 1.57 ポイント	446 組合 1,884,930 人	6,396 円	2.12 %

※2023年と2022年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》賃上げ分が明確に分かる組合の集計（加重平均）	2023回答（2023年7月5日公表） 集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計	賃上げ分	賃上げ分 昨年対比	2022回答（2022年7月5日公表） 集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計	賃上げ分
	3,186 組合 2,320,523 人	10,995 円 3.69 %	5,983 円 2.12 %	4,119 円 1.49 ポイント	2,213 組合 1,938,910 人	6,474 円 2.20 %	1,864 円 0.63 %
300人未満 計	2,019 組合 238,848 人	9,169 円 3.57 %	4,982 円 1.96 %	3,210 円 1.24 ポイント	1,376 組合 167,398 人	5,769 円 2.26 %	1,772 円 0.72 %
～99人	967 組合 49,072 人	8,333 円 3.36 %	4,433 円 1.87 %	2,636 円 1.10 ポイント	636 組合 32,128 人	5,461 円 2.24 %	1,797 円 0.77 %
100～299人	1,052 組合 189,776 人	9,387 円 3.62 %	5,124 円 1.99 %	3,358 円 1.28 ポイント	740 組合 135,270 人	5,842 円 2.27 %	1,766 円 0.71 %
300人以上 計	1,167 組合 2,081,675 人	11,222 円 3.71 %	6,098 円 2.14 %	4,225 円 1.52 ポイント	837 組合 1,771,512 人	6,546 円 2.19 %	1,873 円 0.62 %
300～999人	772 組合 417,141 人	10,139 円 3.68 %	5,698 円 2.09 %	3,919 円 1.43 ポイント	533 組合 291,462 人	6,093 円 2.25 %	1,779 円 0.66 %
1,000人～	395 組合 1,664,534 人	11,502 円 3.71 %	6,198 円 2.16 %	4,306 円 1.55 ポイント	304 組合 1,480,050 人	6,637 円 2.18 %	1,892 円 0.61 %

【概要】（抜粋）

賃上げ分が明確に分かる 3,186 組合の「賃上げ分」は 5,983 円・2.12%、うち中小組合 2,019 組合は 4,982 円・1.96%となり、いずれも賃上げ分の集計を開始した 2015 闘争以降で最も高い。

賃金上昇率に関する参考資料(4)

経済財政運営と改革の基本方針 2023 （令和５年６月16日閣議決定）（抜粋）

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約 30 年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の７割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を４つから３つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

賃金上昇率に関する参考資料(5)

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和５年６月16日閣議決定）（抜粋）

（７）多様性の尊重と格差の是正
①最低賃金
　最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。
　また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を４つから３つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。
　本年夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。
②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等
　中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

基本方針（令和５年９月13日閣議決定）（抜粋）

１．物価高対策と新しい資本主義の加速
　エネルギー・食糧を始めとした物価高に直面する国民生活を守るため、スピード感をもって対応する。
　人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、構造的な賃上げ、消費拡大を実現し、持続的な成長と分配の好循環を成し遂げる。また、ＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）、科学技術・イノベーション、スタートアップといった重点分野に官民の投資を集め、新たな産業構造への転換を進める。これによって、社会課題の解決と持続的な経済成長を同時に実現する。
　あわせて、交通・物流インフラなど地方を支える基盤づくりへの積極的な投資や、農業、観光、中小企業など地方を支える産業の支援に万全を期す。

賃金上昇率に関する参考資料(6)

第21回新しい資本主義実現会議（令和５年８月31日総理発言）（抜粋）

今年の賃上げ率は3.58パーセント、中小企業に限っても3.23パーセントであり、30年ぶりの高水準となりました。また、今年度の最低賃金額は全国加重平均1,004円となり、目標の1,000円超えを達成いたしました。最低賃金については、さらに着実に引き上げを行っていく必要があります。引き続き、公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと御議論いただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指してまいります。

賃金及び最低賃金の安定的な引き上げが必要であり、そのためには中小・小規模企業の労務費の円滑な転嫁が必要です。政府・公正取引委員会は実態調査の結果を踏まえ、年内に発注者側のあるべき対応を含め、詳細な指針を策定・公表し、周知徹底を行います。

経済状況の見込みに関する参考資料

○中長期の経済財政に関する試算（令和5年7月25日　経済財政諮問会議提出）より抜粋

各シナリオの主要な前提

	ＴＦＰ上昇率 （2022年度　0.5%）	労働参加率[6] （2022年度　62.6%）
ベースライン	近年の動向を踏まえ、直近の景気循環[7]の平均、0.5%程度で推移	女性と高齢者を中心に一定程度上昇 （2032年度　63.8%）
成長実現	日本経済がデフレ状況に入る前の期間の平均、1.4%[8]程度に到達	女性と高齢者を中心にベースラインケースよりも上昇 （2032年度　65.0%）

図７：消費者物価上昇率

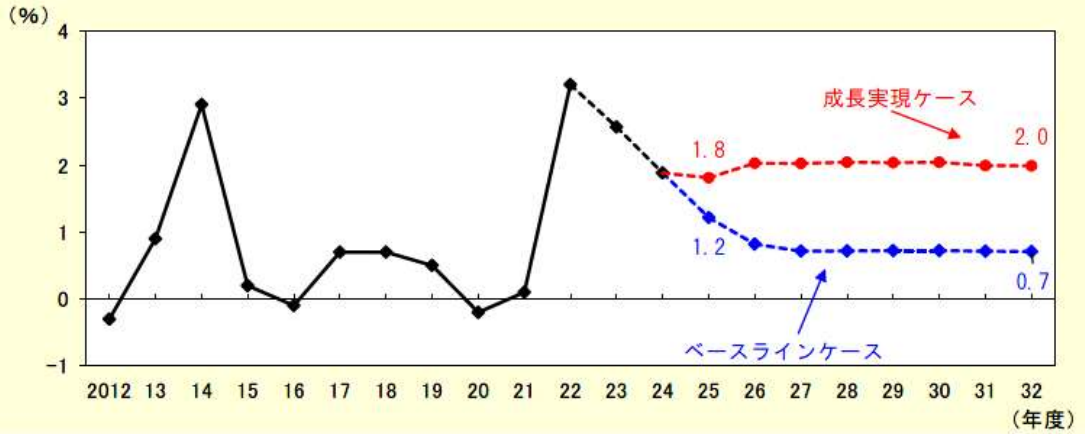

図６：賃金上昇率

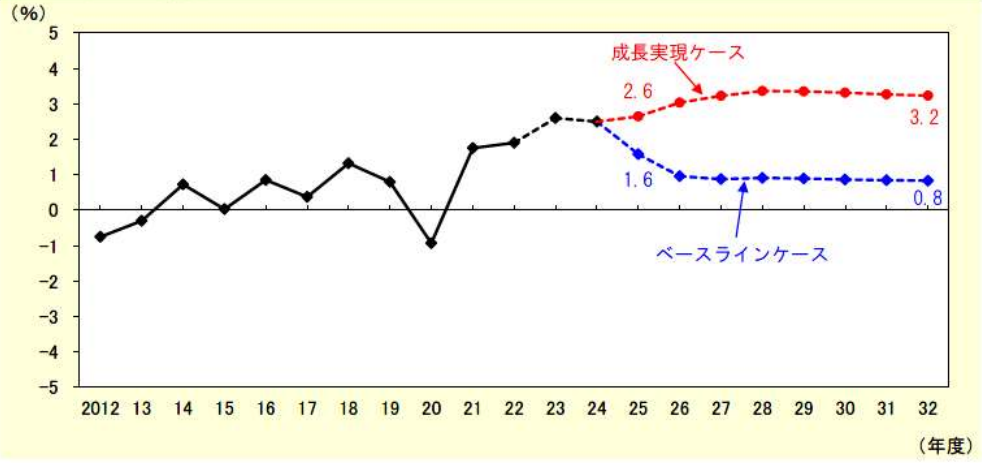

図８：名目長期金利

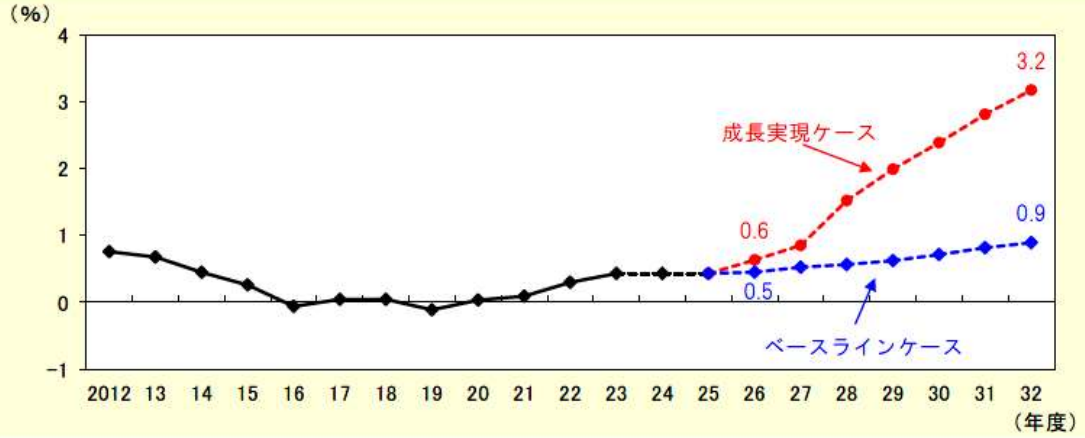

2. 運用利回りの設定について

令和４年度末の責任準備金の算定では、運用利回りを1.00%と設定している。

⇒　これにより、ｎ年後の１年間に支払う年金額を現在価値に換算すると、$1 / 1.01^{n-1}$ 倍となる。

〇運用利回りの設定の根拠

（１）一般的に予定運用利回りは、過去の運用実績やポートフォリオを考慮して設定する（いわゆる期待収益率）。労災保険の場合、積立金の全額を財政融資資金に預託することとされており、毎年度4,000億円前後を18～20年単位で預託していることから、期待収益率は、①既に預託している預託債権から得られる利子収入、②償還期限が到来する債権を再預託する際の期間及び金利水準、に基づき算定できること。

⇒　今後の預託金利について、現下の預託金利水準が維持されると仮定し、今後６年間（労災保険率改定を含めた２回分の期間に相当）の利子収入を計算すると、年平均で1.00% 台の運用利回りとなることから設定

（２）令和５年１月の労災保険財政懇談会において、しばらくは運用利回りより賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がることも考えられる、との意見があったこと。

積立金運用利回りに関する参考資料

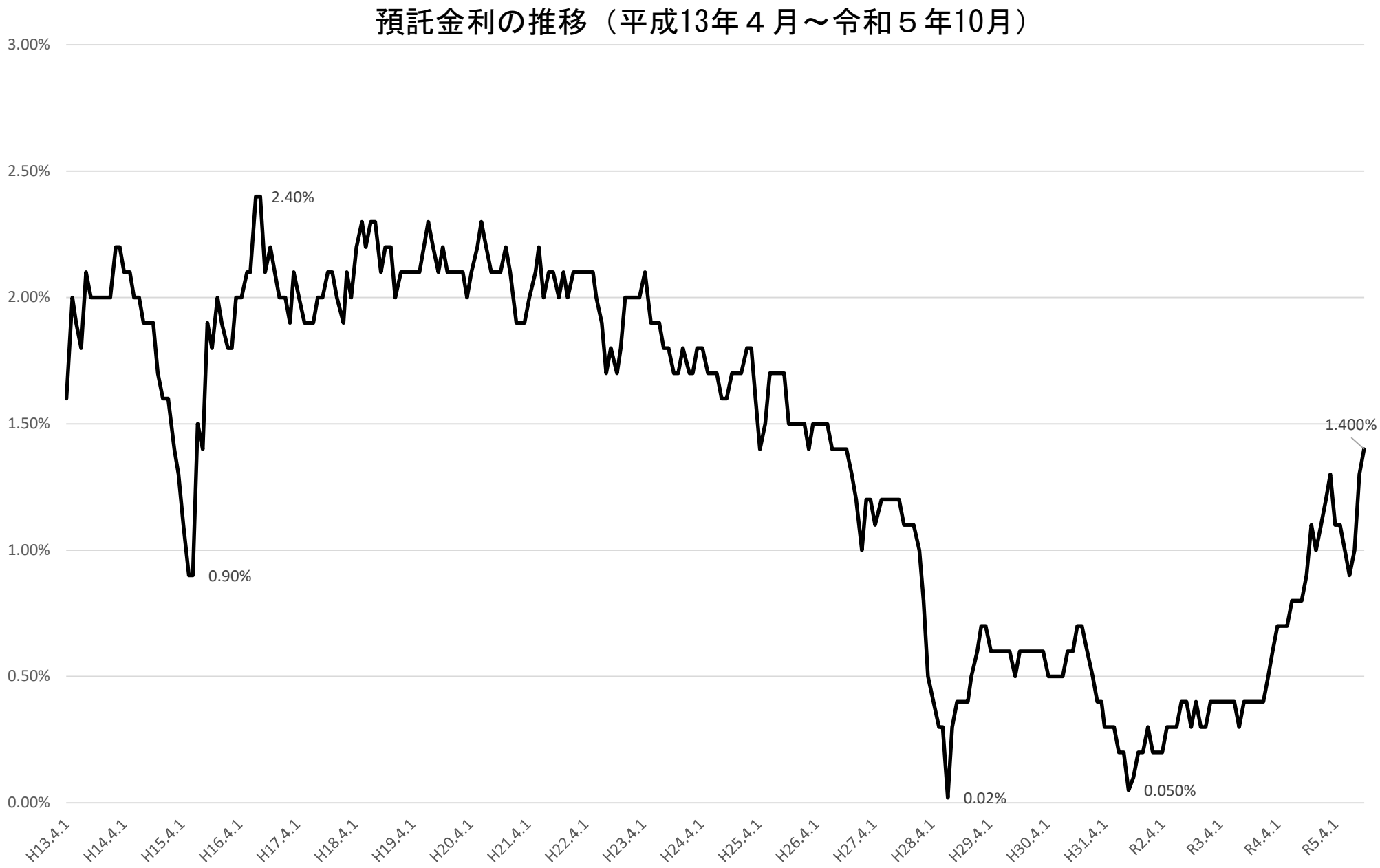

3. 残存表の改定について

（概要）

- 残存表は、労災保険の年金種類毎に、10万人が一斉に受給開始をしたと仮定した場合に、経過年数ごとに引き続き年金を受給している人数（残存数）を示したもの。
- 年金受給者数の今後の推移を見込む際に利用しており、現在受給者用と将来受給者用の２種類を作成している。前者は各年度末の責任準備金の算定時に既存の受給者がどのように推移していくか、後者は労災保険率の改定時に今後３年間での新規受給者がその後どのように推移していくかの推計に利用している。

  ※ 現在受給者用は過去の全期間の年金給付実績を用いて算定しているが、将来受給者用はより足下の動向を反映させるために、2012年以降の給付実績を用いている。

- 残存表の作成には、労災保険の年金給付実績データの他、完全生命表を利用しており、基本的には、完全生命表が更新される５年ごとに更新している。令和４年に第23回完全生命表（令和２年の生命表）が公表されたことから、令和４年度末の責任準備金の算定及び令和６年の労災保険率の算定にあわせて、今回、残存表を更新することとした。

  ※ 年金給付実績だけでは、受給開始から長期間経過した後の残存数について、実績件数が少ない又は実績が存在しないことから算定が困難なため、完全生命表で補完している。

- 以降では、今回（2023年）算定した残存表と前回（2018年）更新した残存表をグラフ化してその変化をみている。

傷病補償年金・じん肺の残存数

- 特に将来受給者用において、前回（2018）から残存数が大きく低下した。
- 現在受給者用についてもわずかながら前回より残存数が低下している。

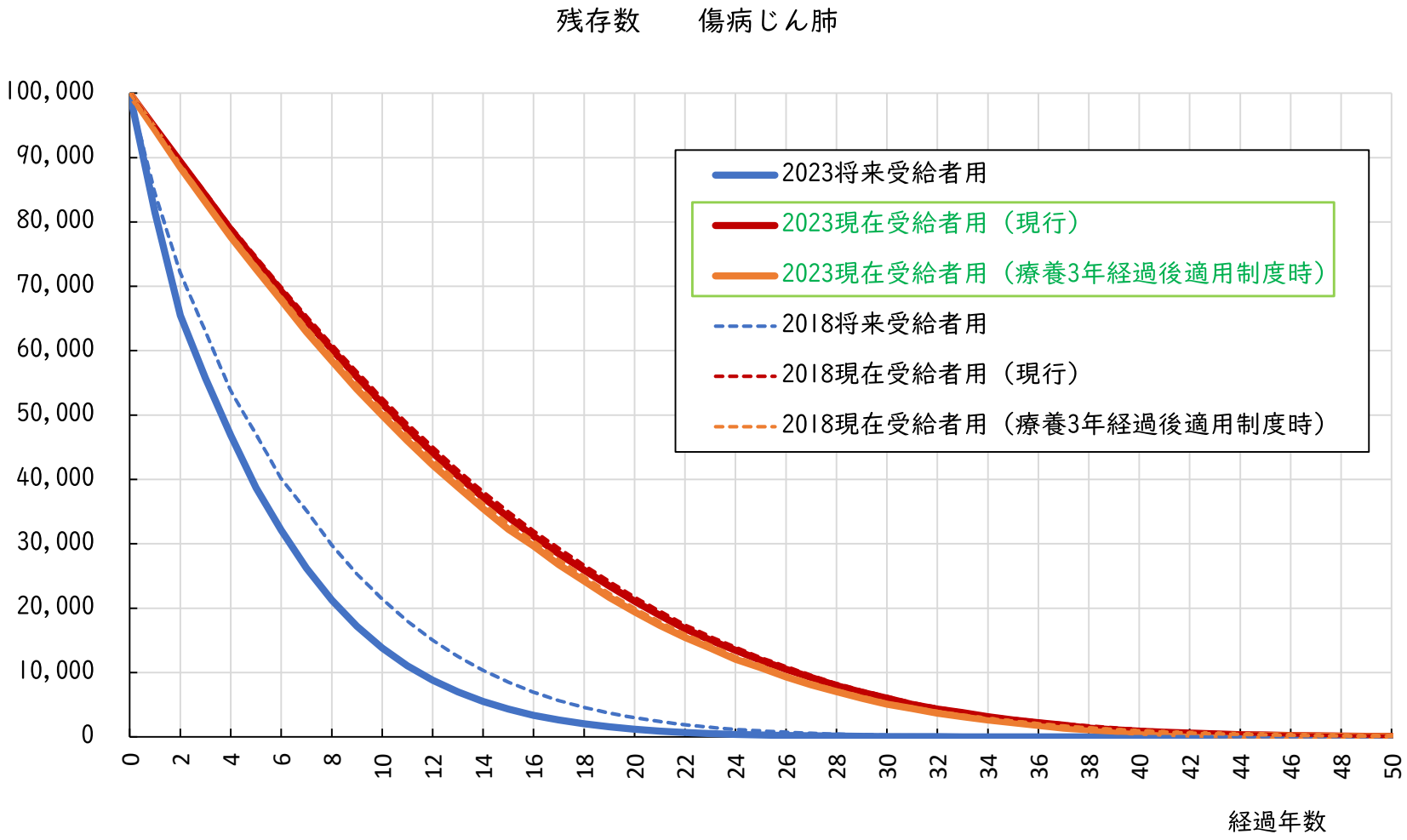

平均受給期間（括弧内は前回）

将来受給者用
5.00年（6.22年）

現在受給者用 - 現行
12.53年（12.75年）

現在受給者用 - 前制度
12.05年（12.25年）

受給開始時平均年齢

将来受給者用
76.3歳（75.2歳）

現在受給者用 - 全体
62.9歳（62.7歳）

傷病補償年金・せき損の残存数

- 将来受給者用において、前回から残存数が上昇したが、現在受給者用ではあまり変化が見られない

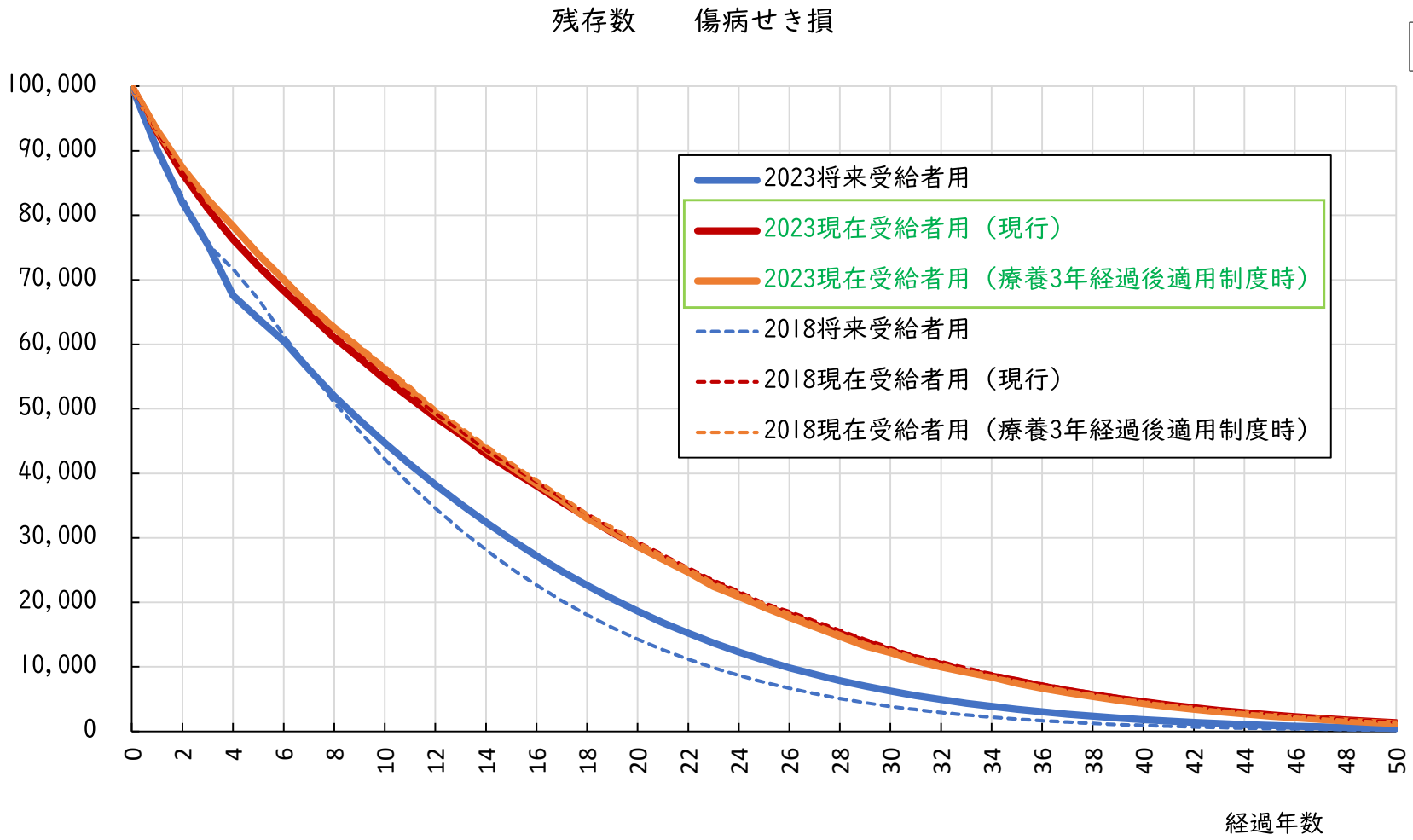

平均受給期間（括弧内は前回）

将来受給者用
11.36年（10.44年）

現在受給者用 - 現行
14.62年（14.81年）

現在受給者用 - 前制度
14.71年（14.90年）

受給開始時平均年齢

将来受給者用
60.1歳（59.0歳）

現在受給者用 - 全体
49.2歳（48.7歳）

傷病補償年金・その他の残存数

- 将来受給者用において、前回から残存数が低下したが、現在受給者用ではあまり変化が見られない

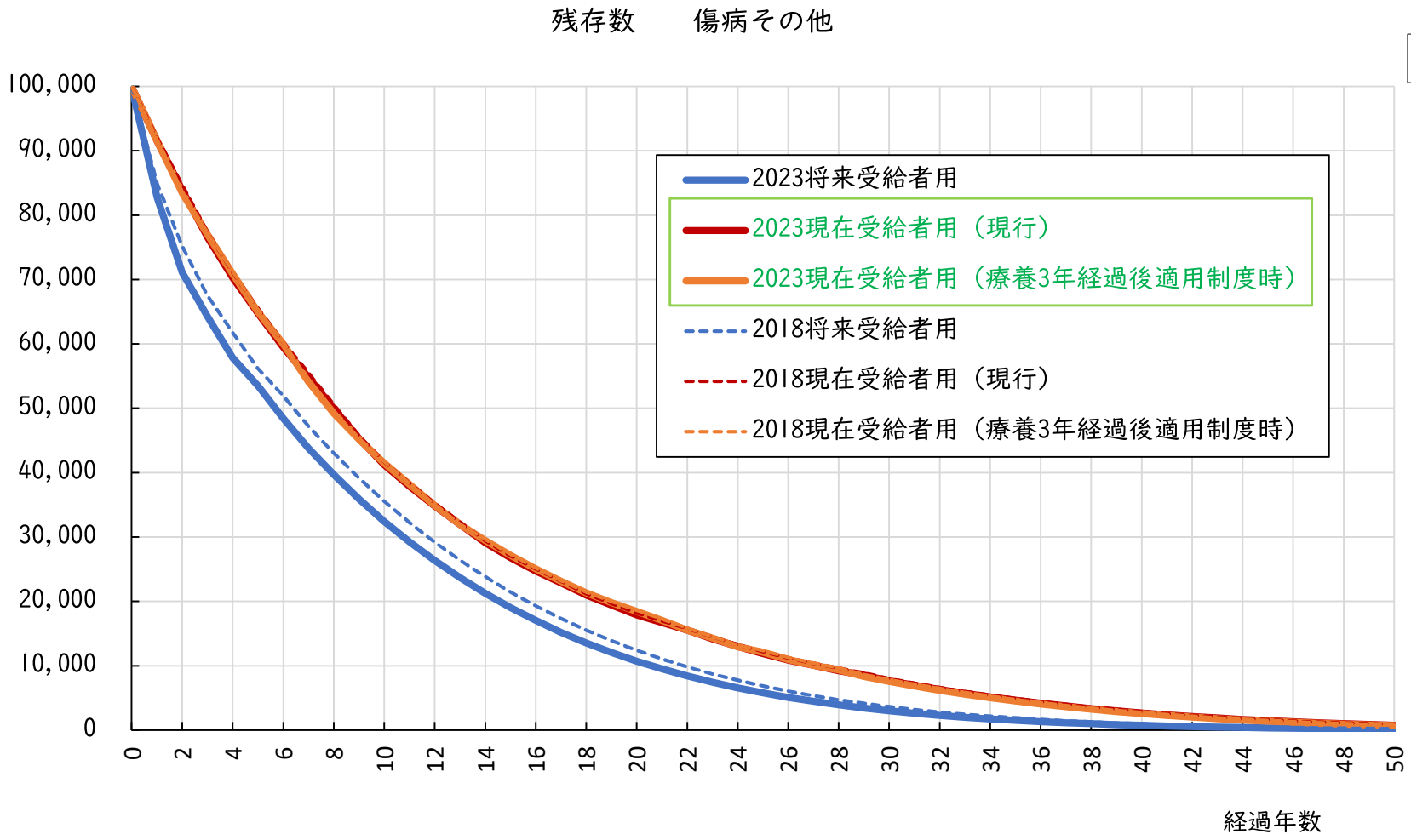

平均受給期間（括弧内は前回）

将来受給者用
8.45年（9.17年）

現在受給者用 - 現行
11.37年（11.54年）

現在受給者用 - 前制度
11.38年（11.48年）

受給開始時平均年齢

将来受給者用
57.9歳（56.4歳）

現在受給者用 - 全体
51.4歳（50.8歳）

障害補償年金（１～３級）の残存数

- 将来受給者用では前回から残存数が上昇した一方、現在受給者用では前回より残存数は低下した。
- 結果として、将来受給者用と現在受給者用の差が縮まった。

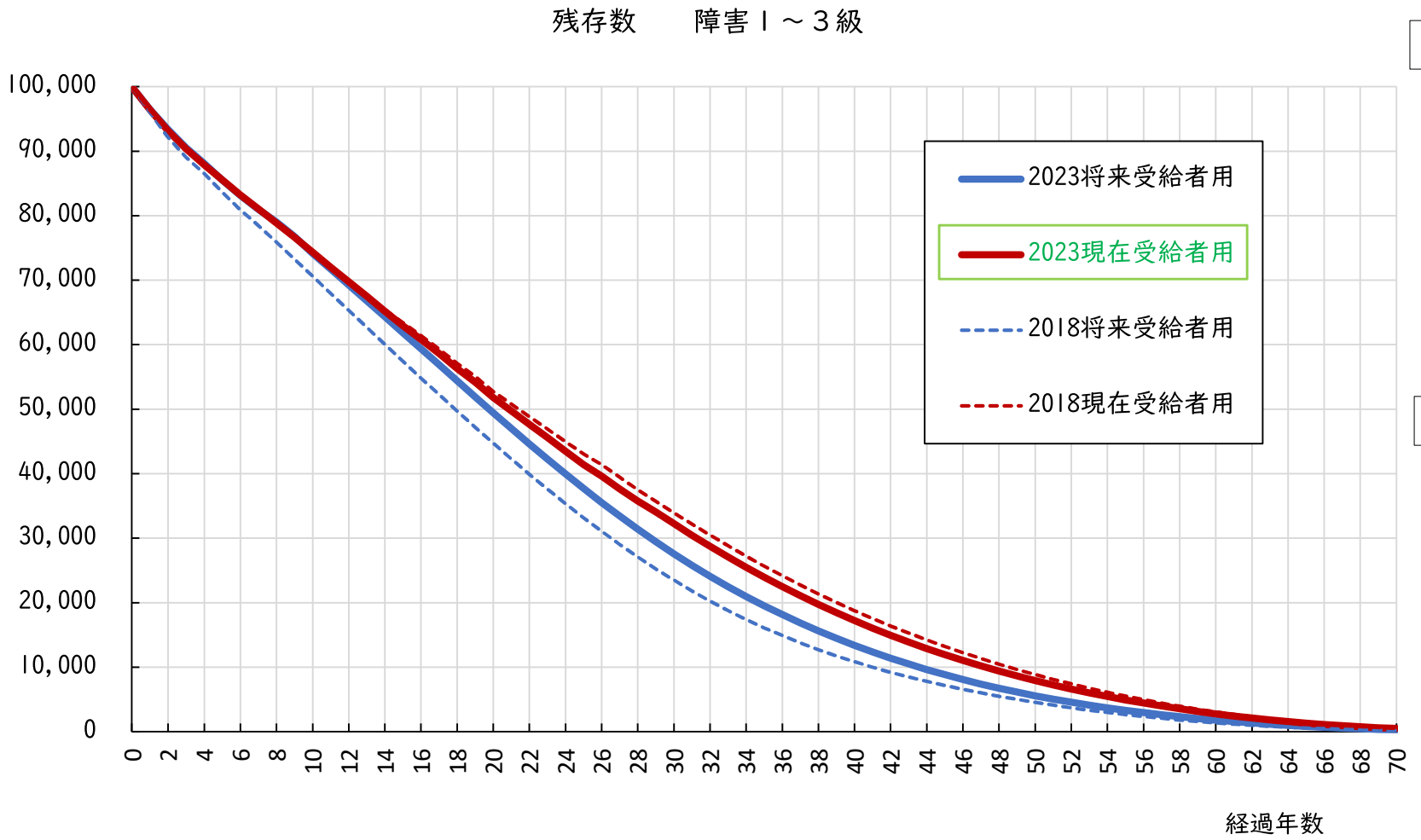

平均受給期間（括弧内は前回）

将来受給者用
21.92年（20.54年）

現在受給者用
23.38年（23.52年）

受給開始時平均年齢

将来受給者用
55.9歳（54.4歳）

現在受給者用
50.8歳（50.4歳）

障害補償年金（４～７級）の残存数

- 将来受給者用でわずかに前回より残存数が上昇したが、現在受給者用ではほぼ変動がみられない。

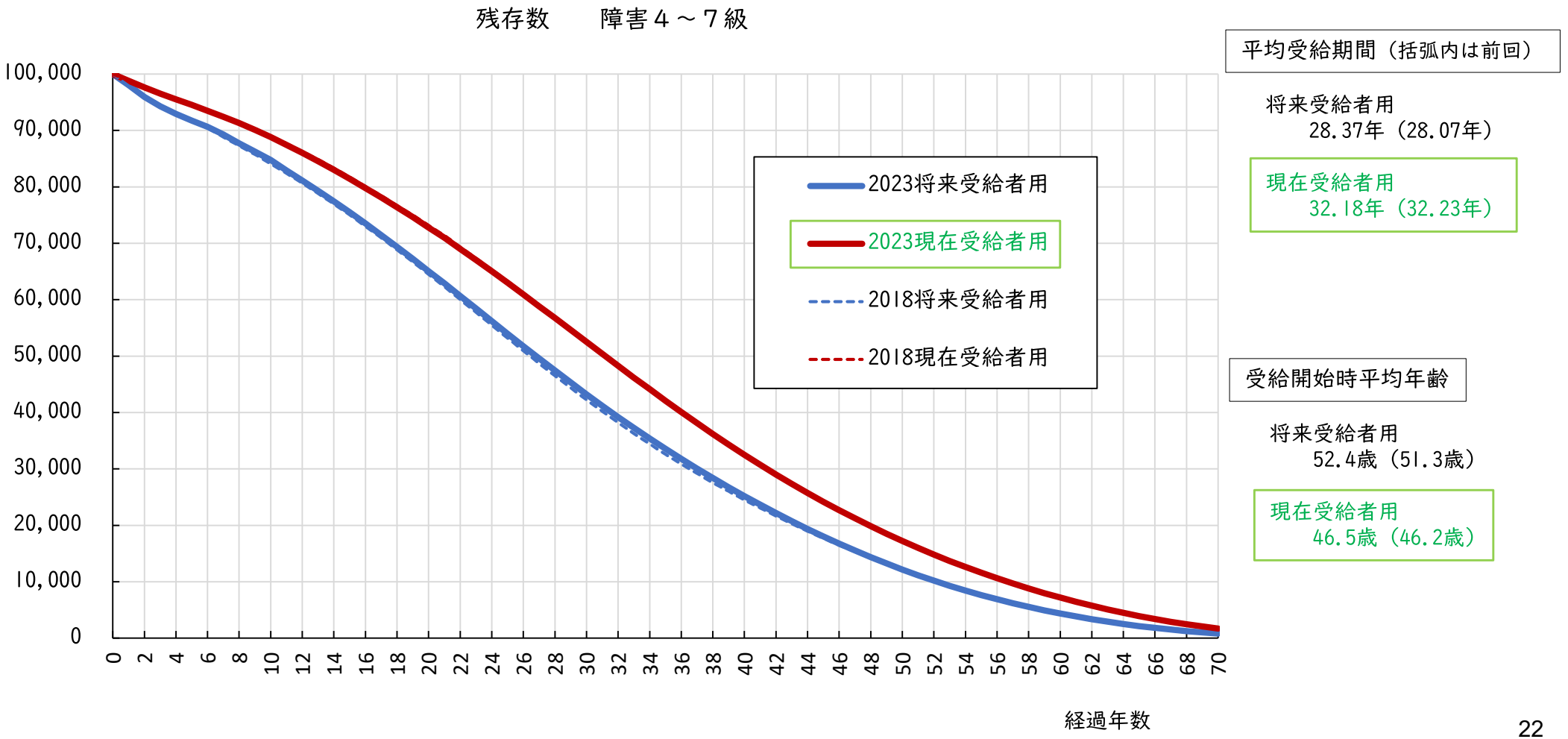

遺族補償年金の残存数

- 将来受給者用でわずかに前回より残存数が低下したが、現在受給者用ではほぼ変動がみられない。

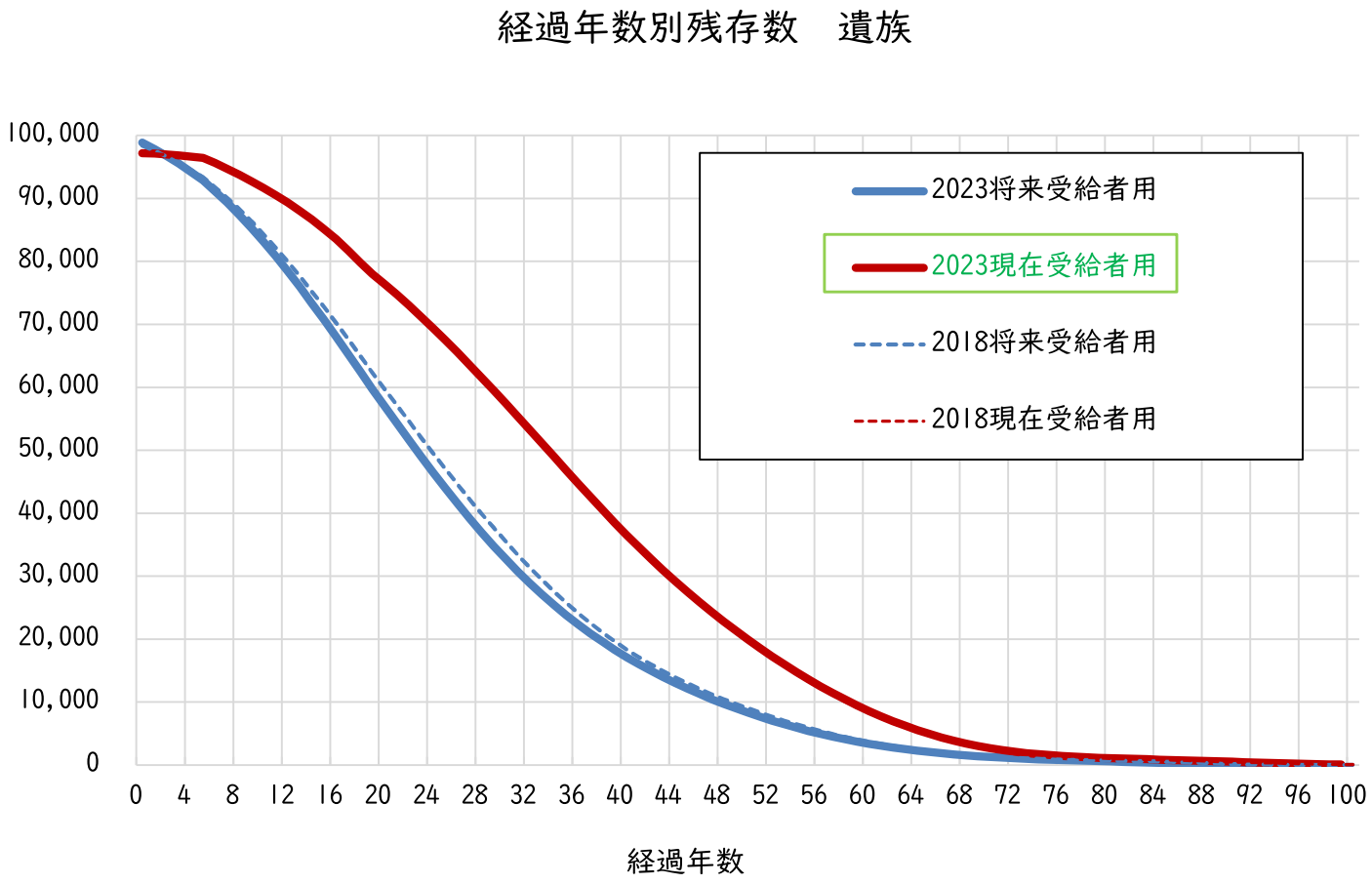

平均受給期間（括弧内は前回）

将来受給者用
25.23年（26.15年）

現在受給者用
34.40年（34.34年）

受給資格取得時平均年齢

将来受給者用
53.5歳（50.7歳）

現在受給者用
40.0歳（39.3歳）

労災保険財政懇談会の概要（論点と主な意見）※令和5年1月13日開催

○　将来の賃金上昇率を予測することは非常に困難であるが、昨今の情勢から、賃金上昇率の設定は上げることが妥当。内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」による経済見通しなどを材料に設定することが考えられる。

○　公的年金の財政モデルは100年を想定したものであるが、労災保険における責任準備金は、現在年金を受給している方々のみを対象としており、足元から10年程度の経済を想定することが重要。

○　賃金上昇率と運用利回りがパラメータとして設定されるところ、過去の傾向をみると運用利回りが賃金上昇率より高いということが一般的であるが、2019年の公的年金の財政検証では足元10年で賃金上昇率の方が高い傾向もみられ、しばらくは賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がることも考えられる。

○　積立金の水準と単年度の給付規模を考えると、社会情勢の変化が直ちに財政上の問題になるものではないが、責任準備金の算定に用いる基礎率については、社会情勢を捉えながら、少しずつ実態に合わせていくということが良い。